

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	水再生センターⅡ系水処理施設循環液ポンプ用コントロールセンタ等整備業務
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜
概 要	下記（１）（２）の整備（内部機器の交換）業務 （１）Ⅱ系水処理棟 反応槽コントロールセンタ （２）管理棟 インバータ盤
契 約 期 間	令和８年７月１３日から令和９年３月２６日まで
契 約 年 月 日	令和８年７月１３日
契 約 金 額	１０，７８０，０００円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府大阪市北区堂島二丁目２番２号 〔名 称〕 三菱電機プラントエンジニアリング(株)西日本本部
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、三菱電機株式会社が製造したコントロールセンタ及びインバータ盤の整備業務である。 １．既設コントロールセンタ及びインバータ盤は、メーカー独自の技術を用いて製造されているものであり、盤内機器の交換及び調整についても、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識等の特別な能力が必要となる。 ２．既設メーカー以外の業者が点検整備した場合、既設メーカーとの責任分界点が曖昧になり、求められている性能を発揮できない可能性が高くなるだけでなく、既設メーカーによる性能保証が得られなくなる。 上記のことから本業務を実施できるのは、既設メーカーで当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社から保守点検、維持管理、補修工事等メンテナンス部門を業務移管し、かつ同設備の年次点検に関わっている三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部のみであることから、同社と随意契約する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（注意） １ 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２ 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号及び第４号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。